

# 広域消防庁舎の竣工を祝う

去る2月15日、大館周辺広域市町村組合の消防本部庁舎、ならびに比内分署、田代分署の竣工奉告祭がそれぞれの庁舎内で厳粛に施行され、引き続き、市民体育館において、来賓多数のご臨席をえて、3署合同の竣工祝賀会が盛大に挙行されました。

戦後、自治体消防として発足してから現在にいたるまで、市・町当局において着々と消防体制の整備拡充をはかり、目ざましい成長をとげてきました。産業経済の飛躍的な発展に伴ない、地域住民の生活内容は著しく向上しており、その反面、災害も大型化し、一瞬にして多数の生命、財産が犠牲になり、日常生活に恐怖と不安を与えることもしばしば起っています。

そのため、昨年4月、1市2町による懸案の広域消防が組織化され、今日、県内でも類を見ない広大な敷地を有する消防庁舎が完成されました。



1市2町の消防関係者が一堂に配した合同祝賀会では、圏域住民の負託にこたえるため「景観をつくそう」と決意を新たにしていました。

写真 竣工奉告祭に参列し玉串奉てんを行なう石川市長(下)と副意気新たにす消防署員(上)



## 「火事と救急は119番へ」

## 「児童手当」の支給範囲が広がる

～請求は3月中旬～

児童手当は、この4月からつぎのように支給範囲が拡大されます。

①18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が義務教育終了前の児童であること  
(月額3,000円)

これまで、3人以上の児童のうち昭和48年4月1日現在で10歳未満の児童(昭和38年4月2日以後に生れた児童)がいることが必要でしたが、この4月からはその範囲がひろがって、3人以上の児童のうち、義務教育終了前の児童——中学校卒業までの児童——がいれば支給されるようになります。

②その人の収入が一定の額に満たない事例え、扶養親族5人の場合268万円

③現在、児童手当の支給を受けている人でも、4月からその対象者が増える場合もあります。

### 〈支給を受けるための手続き〉

4月から新たに該当すると思われる方や、現在より対象者がふえる方は、印鑑持参のうえ、3月中旬に市の福祉事務所まで請求の手続きをしてください。

4月からも受付しますが、4月以降の受付分は、翌月からの支給になります。※公務員と三公社の職員はそれぞれの職場に届け出てください。

### 執務時間が変更になります

3月1日から市役所の執務時間は、つぎようになります。

- 〈平日〉 午前8時30分～午後5時 (昼休み…正午から1時間)
- 〈土曜日〉 午前8時30分～午後0時30分



- ◇保安林および保安施設地区に関すること
- ◇治山、治水施設および水源林、防止林に関すること
- ◇林業構造改善事業に関すること
- ◇林道その他林産物搬出施設に関すること
- ◇林野保護に関すること
- ◇市民の森の管理に関すること
- ◇狩猟および鳥獣保護に関すること
- ◇林業技術の普及および奨励に関すること
- ◇森林組合およびその他林業団体にに関すること

### 〈都市開発課〉 (課長・田村靖紀)

- ◇計画課
- ◇所管に属する工事入札および請負契約に関すること

## 国民年金

こんなときは必ず届出を…

国民年金のいろいろな届出は、自分自身で市役所に届け出ることになっていきます。国民年金に加入していた権利を守るために、つぎのようなときには、必ず届出の手続きをしてください。

- 〈資格手得届〉
  - ・20歳になったとき。
  - ・退職により厚生年金等をやめたとき
  - ・サラリーマンの奥さんなどが希望で加入するとき。
- 〈資格喪失届〉
  - ・就職などで厚生年金等に加入したとき。
  - ・希望で加入した人が脱退するとき。
- 〈住所氏名変更届〉
  - ・住所や氏名が変わったとき。
- 〈保険料免除申請〉
  - ・生活が苦しくて掛金が納められないとき。
- 〈年金の裁定請求書〉
  - ・年金を受けようとするとき。
- 〈死亡届〉
  - ・死亡した人や年金を受けていた人が死亡したとき。
- 〈届出先〉
  - ・厚生課年金係

### 〈農林課〉 (課長・牧野多門)

- ◇庶務係
- ◇所管に属する工事入札および請負契約に関すること
- ◇所管に属する工事等にかかる分担金および負担金の賦課、測定に関すること
- ◇所管に属する用地の買収および補償等の契約に関すること
- ◇農業委員会および農業団体(土地改良区を除く)に関すること
- ◇地積調査事業に関すること
- ◇農業経営係
- ◇農業技術の改良普及および指導に関すること
- ◇農家副業の奨励に関すること
- ◇農業構造改善事業に関すること
- ◇肥料、農機具および農業資材に関すること
- ◇病虫害の防除に関すること
- ◇耕土培養に関すること

- ◇果樹、園芸および特産物に関すること
- ◇内水面漁業に関すること
- ◇農業共済事業に関すること
- ◇土地改良係
- ◇土地改良および土地改良事業設計受託に関すること
- ◇農業用施設災害復旧事業に関すること
- ◇その他農業土木に関すること
- ◇畜産係
- ◇畜産振興に関すること
- ◇家畜防疫に関すること
- ◇採草地および牧野に関すること
- ◇へい獣処理に関すること
- ◇その他畜産に関すること
- ◇林務係
- ◇林業に関する一般総合計画に関すること
- ◇森林計画および経営指導に関すること

## 議会の活動

(49.1.1～49.1.15ただし2月号 No199掲載分のぞく)

- ▽昭和47年度決算特別委員会  
昭和47年度の決算特別委員会は次の日程で開会され、昭和47年度の一般会計決算は賛成多数をもって、また、14件の各特別会計決算は満場一致をもって、いずれも認定と決定しました。  
1月14日 決算13件の一括説明、監査報告大綱質疑のあと書類審査  
1月16・17日 書類審査  
1月17日 書類審査  
1月18日 一般会計款別審査  
1月19日 一般会計款別審査および特別会計別審査  
1月21日 総括質問、意見調整、確認、決定

- ▽総務財政常任委員会  
1月24日 付託された請願、陳情について審査した結果、次の2件は採択、1件は不採択と決定したほか、消防庁舎移転に伴う「火災報知機」について、当局の説明を受けました。  
(1)昭和47年請願第11号入会原野の払い下げについて(十二所地区)(採択)  
(2)昭和47年陳情第43号大館構置支所建設反対について(不採択)  
(3)昭和48年陳情第12号消防ポンプ購入方について(5分団)(採択)

- ▽公害対策特別委員会  
2月8日 豪雪に伴う除排雪状況、地表沈下状況、その他公害関係の諸報告を受けたあと、付託された「公害防止条例案」は、次回に審査することとしたほか、地元操業鉱山である同和花岡、三菱松木および釈迦内鉱山各社の関係者と「鉱業開発に伴う公害的諸問題」について意見交換をしました。

- ▽各派代表者会議  
2月9日、12日 「議会運営の正常化」について協議しました。

- ▽議会運営委員会  
2月12日 「第2回議会臨時会」の運営について協議しました。

- ▽第2回議会臨時会  
2月13日 「市内中小企業者保護育成融資資金の原資にかかる利子の一部助成を内容とした「昭和48年度大館市一般会計補正予算案」(議案第3号)が付議され、本会議休憩中に、教育産業常任委員会を開くなど審査の結果、満場一致をもって原案どおり可と決定しました。

- ▽議員全員協議会  
2月13日 第2回議会臨時会開会後「豪雪対策」について当局の説明を受けるとともに、今後の対策について協議しました。

- ◇所管に属する用地買収および支障物件の移転補償等に関すること
- ◇所管に属する土地の取用に関すること
- ◇街灯に関すること
- ◇都市計画事業および土地区画整理事業に関すること
- ◇土地区画整理審議会に関すること
- ◇下水道事業に関すること
- ◇その他都市開発に関すること

- ◇公園係
- ◇公園緑地の設置および管理に関する事
- ◇その他公園緑地に関すること
- ◇建築係
- ◇建築工事の施行に関すること
- ◇市有建物の修繕工事(他課に属するものを除く)に関すること
- ◇市営住宅の設置管理および処分に関すること
- ◇建築確認申請に関すること
- ◇市営住宅基金の管理に関すること